

地域の方に公民館に来てもらう、
公民館事業に参加してもらうために
必要な方策について

(答申)

令和 7 年 3 月

第 2 1 期茅ヶ崎市松林公民館運営審議会

目 次

はじめに	… 1
地域の方に公民館に来てもらう、公民館事業に 参加してもらうために必要な方策について	… 2
終わりに	… 3
資料 諮問書 茅ヶ崎市立松林公民館審議会委員名簿 審議経過	

はじめに

令和6年3月、茅ヶ崎市立松林公民館長から茅ヶ崎市立松林公民館運営審議会（以下「審議会」という。）に対し、「地域の方に公民館に来てもらう、公民館事業に参加してもらうために必要な方策について」に関し、諮問されました。

茅ヶ崎市立松林公民館（以下「松林公民館」という。）は、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とする「茅ヶ崎市教育基本計画」に定められた基本方針のひとつである「ひとづくり、つながりづくり、地域づくりを進める社会教育の充実」のもと施策を展開しております。

令和2年2月末から、新型コロナウイルス感染症まん延防止のため、市主催事業や公民館活動は中止となりました。

その後は臨時休館を経て、徐々に公民館活動が再開され、令和4年度は感染症対策を講じたうえでの対面講座が復活しました。

コロナ禍においては、有用であったオンラインによる講座や対面とオンラインを同時に行うハイブリッド型の講座を開催するなど、新たな参加者層拡大についても進めてきたところです。

令和5年5月には新型コロナウイルス感染症も5類へと移行し、本格的に公民館活動が行われることとなりました。

今回は、コロナ禍後における「地域の方に公民館に来てもらう、公民館事業に参加してもらうために必要な方策について」をテーマに、当審議会において検討を行い、とりまとめがなされましたので、次のとおり答申いたします。

◆地域の方に公民館に来てもらう、公民館事業に参加してもらうために必要な方策について

(1) 公民館の魅力及び情報の発信、広報活動の強化

公民館自主事業を見る機会・情報を欲しいと思う（求める）機会が少ない。
欲しい人に欲しい情報が届くようにするために、以下の具体策を提案する。

- ・ホームページやライン等のSNSを活用した発信を積極的に行う。
- ・サークル紹介をホームページや館内掲示版において積極的に行う。
- ・講座情報誌、講座チラシを近隣自治会、学校等へ積極的に配布を行う。
- ・FMちがさきやタウンニュース等の民間の力を利用した情報発信を積極的に行う。
- ・公民館ウィーク、公民館フェスタなどの館外PR活動を充実させる。

(2) 魅力ある講座内容の検討及び他団体等との連携

公民館主体での講座だけでなく、各世代が参加しやすいもの、地域の学校や団体が公民館に求めるニーズとの連携等を意識した講座や企画の検討が必要と考える。以下の具体策を提案する。

- ・小・中学校及び高校と連携した講座を開催する。
- ・地元企業や地域自治会等と連携した講座を開催する。
- ・公民館まつりや福祉バザー等、地域の方に開かれたイベントを開催する。
- ・中学生、高校生向きの講座を開催する。
- ・ターゲットを絞った（強調）した講座を開催する。
- ・松林公民館と松林地区まちぢから連絡協議会とHPリンクを行う。

(3) 公民館への来館ハードルを下げる

どの年代にとっても利用しやすい居心地の良い空間であれば、来館者は自ずと増加すると考える。以下の具体策を提案する。

- ・公民館ロビーのレイアウト変更等居心地の良い場所づくりを行う。

松林公民館運営審議会委員 村 松 章 生
大 澤 知 行
吉 原 敏 明
上 村 純 夫
沖 山 紗也香
町 山 智 子

終わりに

今回の答申書作成は、令和6年3月29日開催の令和5年度第2回運営審議会にて公民館長からの諮問を受け、スタートしました。

この諮問は松林公民館に限らず、どこの公民館であっても諮問されているものです。何度も諮問されているということは、その地域でしか出しえない回答があるからだ、と認識いたしました。

しかしながら、コロナ禍を経験し、1度公民館から離れてしまった人たちに公民館に再度来てもらうことや、新しい人たちに来てもらうということは、非常に難しい問題です。そのような中、各委員より積極的に素案が提出され、活発な意見交換及び討議を行うことが出来ました。

また、審議会の開催が少ない中でも委員の方々により熱心な討議が行われ、意義のある答申書ができたと考えております。

この答申書により、コロナ禍を乗り越え、公民館に来なかった新しい層の獲得や新たな情報発信に寄与できること、地域の中で更に必要とされ、愛され、頼りになる公民館となることを願っています。

松林公民館運営審議会会長 細田 勲

資料

令和6年3月29日

茅ヶ崎市立松林公民館運営審議会

会長 細田 勲 様

茅ヶ崎市立松林公民館

館 長 西山 昭一

茅ヶ崎市立松林公民館運営審議会に対する諮問について

社会教育法第29条第2項の規定に基づき、次のとおり諮問します。

1 検討を求める事項

地域の方に公民館に来てもらう、公民館事業に参加してもらうために必要な方策について

2 理由

公民館は、社会教育活動の場として、市民の「つどう（生活のなかで気軽に人々が集うことができる場）・まなぶ（自らの興味関心に基づいて、また社会の要請にこたえるための知識や技術を学ぶための場）・むすぶ（地域のさまざまな機関や団体の間にネットワークを形成）」を支援する機能を有しています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、休館や主催事業の中止等、様々な制限がありました。現在は制限も解除され、主催事業や各サークルの活動も復活し、徐々にコロナ以前の状態へ戻ってきているところですが、この約3年くらいの間に公民館利用者や利用サークル団体においても高齢化や新規会員の獲得が難しくなり、活動を止めてしまうサークルも出てきている状況です。また、小学生や一部の中学生の利用はあるものの、他の世代の利用が少なく、地域住民の中には公民館の存在を知らない方たちもまだまだたくさん存在しています。このような状況を打破していくためにも、公民館を通じて、「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の拠点として、多様な学習活動の提供や、放課後の子どもたちの居場所づくりの提供等を行うとともに、公民館をあまり利用していない方たちにも来てもらい、地域の重要な担い手となってもらえる様な方策を考えていくことが必要と考えます。

以上のことから、上記1の「検討を求める事項」において諮問をいたしますので、ご審議の上、答申くださるようお願いいたします。

3 答申希望日 令和7年3月

茅ヶ崎市立松林公民館運営審議会委員名簿

任期2年（令和5年4月1日から令和7年3月31日）

氏 名	選 出 の 区 分
ほそだ いさお 細田 勲	松林地区まちぢから協議会
むらまつ あきお 村松 章生	松林地区社会福祉協議会
おおさわ ともゆき 大澤 知行	松林地区民生委員児童委員協議会
よしはら としあき 吉原 敏 明	松林地区体育振興会
うえむら すみお 上村 純夫	松林学区青少年育成推進協議会
おきやま さ や か 沖山 紗也香	松林公民館利用者団体代表
まちやま ともこ 町山 智子	茅ヶ崎市中学校長会（松林中学校教頭）

茅ヶ崎市立松林公民館運営審議会会議の経過

会議名	開催日	議題
5年度		
第2回 松林公民館運営審議会	3月29日(金)	(1) 令和5年度主催事業の報告について (2) 令和6年度松林公民館予算(案)について (3) 令和6年度松林公民館事業計画(案)について (4) 諮問・答申について (5) その他
6年度		
第1回 松林公民館運営審議会	5月28日(火)	(1) 令和6年度主催事業の報告について (2) 答申について (3) その他
第2回 松林公民館運営審議会	10月24日(木)	(1) 令和6年度主催事業(6月～10月)の報告について (2) 答申について (3) その他
第3回 松林公民館運営審議会	3月27日(木)	(1) 令和6年度主催事業の報告について (2) 令和7年度松林公民館予算について (3) 令和7年度松林公民館事業計画(案)について (4) 答申について (5) その他

地域の方に公民館に来てもらう、公民館事業に参加
してもらうために必要な方策について（答申）

令和 7 年 3 月発行

発行 茅ヶ崎市立松林公民館運営審議会

編集 茅ヶ崎市教育委員会教育推進部社会教育課松林公民館

〒253-0018

神奈川県茅ヶ崎市室田一丁目 3 番 2 号

電 話 0467-52-1314

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp>

メールアドレス kou_shourin@city.chigasaki.kanagawa.jp